

史料紹介

京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』第廿翻刻・校注（上）

——「祭惣載」「封禪」「郊」——

清水 浩子・洲脇 武志

はじめに

『天地瑞祥志』*は、唐の薩守真（異説あり）という人物によって編纂された天文類書である。これまでではさほど注目されてこなかった書物であったが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会（代表・水口幹記氏）が立ち上げられ、輪読会を行ってきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏「京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』翻刻・校注——「第一」の翻刻と校注（一）——」（『藤女子大学国文学雑誌』九三号（二〇一五年）に掲載）をはじめ、いくつかの雑誌・書籍に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告であり、本稿は『天地瑞祥志』第廿のうち、「祭惣載」「封禪」「郊」の翻刻・校注である。この第廿「祭惣載」「封禪」「郊」の翻刻と校注は、清水が作成し、洲脇が若干の増補と体裁の統一をしたが、この成果は決して担当者だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。なお、第廿の後半部分（「零」から「祭日連事」まで）の翻刻・校注は、名和敏光編『東アジア思想・文化の基層構造——術数と『天地瑞祥志』——』（汲古書院、二〇一九年）

に収録されている。残る「祭日月」から「祭風雨」部分は稿を改めて刊行する予定である。

*『天地瑞祥志』に関しては、水口幹記氏『日本古代漢籍受容の史的研究』（汲古書院、二〇〇五年）、および前掲「京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』翻刻・校注——「第一」の翻刻と校注（一）——」の序（水口幹記氏による）を、またこれまで刊行された「翻刻・校注」については以下のサイトを参照されたい。

https://researchmap.jp/read078090/research_blogs

（「researchmap」の水口幹記氏研究ブログ）

<http://shushu.temmon.org/tenchi>

（「術数文化網」の『天地瑞祥志』紹介ページ）

『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、

引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に 01、02、……と番号を付して①に記した。

一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧 ◁ に入れて示し、欠字は □ で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「一」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に頻見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、
「亅」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認められた場合は、②に衍字を丸括弧 ○ に入れて示し、脱字・誤字が有ると認められた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れ

と他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項があれば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③の右傍に（一）（二）……と付し、④に提示した。
一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、引用箇所に注釈が付いている場合、本文中に（1）（2）の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュータ処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

小篇目

01 ①

天地瑞祥志第廿

祭惣載 封禪 郊 祭日月 迎氣 巡守 社禩 宗廟（拝墓附

見） 藉田（蚕附見） 靈星 三司 明堂 五祀 高禰 祭風雨

雩 祭氷 藉 儼 祭馬 治兵 祭向神 祭鼓磨 盟誓 振旅

樂祭 祭日連事

01 ②

天地瑞祥志第廿

祭惣載 封禪 郊 祭日月 迎氣 巡守 社禩 宗廟（拝墓附

見） 藉田（蚕附見） 靈星 三司 明堂 五祀 高禰 祭風雨

雩 祭氷 藉 儼 祭馬 治兵 祭向神 祭鼓磨 盟誓 振旅

樂祭 祭日連事

01 ③

天地瑞祥志第廿

祭惣載 封禪 郊 祭日月 迎氣 巡守 社禩 宗廟（拝墓附

見） 藉田（蚕附見） 靈星 三司 明堂 五祀 高禰 祭風雨

雩 祭氷 藉 儼 祭馬 治兵 祭向神 祭鼓磨 盟誓 振旅

樂祭 祭日連事

一、祭惣載

【概要】卷廿は、小篇目を一見して分かるとおり、祭祀に関する事項を集めた巻である。この卷廿の冒頭に置かれた「祭惣載」では、個別の事項に先立って祭祀の概略や意義などを述べるとともに、最も重要な天地の祭祀（「郊祀」）についても言及している。また、本項目には散逸した「祀令」が引用されており、そういった点からも貴重な資料と言える。

01 ①

祭惣載

01 ②

祭惣載

01 ③

祭惣載

02 ①

禮記曰治人之道莫急於禮と有五經莫重於祭（五經謂吉凶賡軍嘉也其吉礼之大莫過於祭礼之也）是以洪範八政三曰祀と者所以昭孝事祖通于神明者也莫不旁及四海下至禽獸有祭（月令曰孟春之月魚肥美獺欲食之先祭魚季秋之月豺祭獸也豺形似狗而狼類也獺水居而食魚也皆繁之而布列以祭其先也豺音反獺音吐曷反也）

02 ②

『禮記』曰、「治人之道、莫急於禮。禮有五經、莫重於祭（五經、

謂吉・凶・賓・軍・嘉也。其吉禮之大、莫過於祭禮之也。」是以
「洪範、八政、三曰祀。祀者、所以昭孝事祖、通于神明者也。莫
不旁及四海、下至禽獸有祭（月令曰、「孟春之月、魚肥美。獺欲食
之、先祭魚。季秋之月、豺祭獸也。豺形似狗而狼類也。獺水居而
食魚也。皆煞之而布列、以祭其先也。豺音仕皆反。獺音吐曷反
也。」）。

02③

〔禮記〕に曰く、^(一)「人を治むるの道、禮より急なるは莫し。禮に
五經有り、祭より重きは莫し（五經とは、吉・凶・賓・軍・嘉を
謂ふなり。其の吉禮の大なるは、祭禮より過ぐる）と莫きなり。」^(二)

と。是を以て「洪範に、八政は、三を祀と曰ふ。祀とは、孝を昭
らかにし祖に事へ、神明に通ずる所以の者なり。旁く四海に及ば
ざるは莫く、下禽獸に至るまで祭有り（月令に曰く、「孟春の
月、魚肥へて美なり。獺之を食はんと欲し、先づ魚を祭る。季
秋の月、豺獸を祭るなり。」と。豺の形は狗に似て狼の類なり。
獺水居して魚を食すなり。皆之を煞して布列し、以て其の先を
祭るなり。豺の音は仕皆の反。獺の音は吐曷の反なり。」）と。

02④

(一) 『禮記』祭統

凡治人之道、莫急於禮。禮有五經、莫重於祭。^(一)

(1) 鄭玄注「禮有五經、謂吉禮・凶禮・賓禮・軍禮・嘉禮也。
莫重於祭、謂以吉禮爲首。大宗伯職曰、「以吉禮事邦國之鬼・

神・祇。」

(二) 『尚書』洪範

箕子乃言曰、……三、八政。一曰食、二曰貨、三曰祀、四
曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師。

『漢書』卷二十五上 郊祀志第五上

洪範、八政、三曰祀。祀者、所以昭孝事祖、通神明也。旁
及四夷、莫不修之。下至禽獸、豺獺有祭。^(一)

(1) 師古曰、「禮記」月令、「季秋之月、豺祭獸。」「孟春之月、

獺祭魚。」豺、擊搏之獸、形似狗。獺、水居而食魚。祭者、
謂殺之而布列、以祭其先也。豺音仕皆反。獺音吐曷反。」

『晉書』卷十九 志第九 禮上

晉始則有荀顛・鄭沖裁成國典、江左則有荀崧・刁協損益朝
儀。『周官』五禮、吉凶軍賓嘉、而吉禮之大、莫過祭祀、故
洪範八政、三曰祀。祀者、所以昭孝事祖、通于神明者也。

(三) 『禮記』月令

孟春之月、……東風解凍、蟄蟲始振、魚上冰、獺祭魚、
鴻鴈來。^(一)

(1) 鄭玄注「皆記時候也。振、動也。『夏小正』「正月啓蟄」、「魚

陟負冰」。漢始亦以驚蟄爲正月中。此時魚肥美。獺將食之、
先以祭也。雁自南方來、將北反其居。今月令「鴻」皆爲「候」。

『禮記』月令

季秋之月、……鴻鴈來賓、爵入大水爲蛤、鞠有黃華、豺

乃祭獸戮禽。

03 ①

尚書大傳曰祭之為言察也薦也（守曰據公羊傳祭者薦其時所生也非厚味也）

03 ②

『尚書大傳』曰、「祭之爲言察也、薦也（守曰、「據『公羊傳』、「祭者、薦其時所生也。非厚味也。」）。」

03 ③

『尚書大傳』に曰く、「祭の言爲るや察なり、薦なり。」と。（守曰く、「公羊傳」に據れば、「祭とは其の時に生ずる所を薦むるなり。厚味に非ざるなり。」と。）と。

03 ④

（一）『藝文類聚』卷三十八 禮部上 祭祀

『尚書大傳』曰、「祭之爲言察也、**薦至也**。言人事至於神也。」

『初學記』卷十三 禮部上 祭祀 敘事

『尚書大傳』曰、「**祭之言察也**。祭者、至也。言人事至於神也。」

『太平御覽』卷五百二十四 禮儀部三 祭壇上

『尚書大傳』周傳曰、「祭之爲言察也。祭者、至也。至者、人事也。人事至然後祭。祭者、**薦也**。薦之爲言在也。在也者、在其道也。」

（二）『春秋穀梁傳』成公十七年

九月辛丑、用郊。夏之始可以承春、以秋之末承春之始、蓋不可矣。九月用郊、用者不宜用也。宮室不設、不可以祭。衣服不修、不可以祭。車馬器械不備、不可以祭。有司一人不備其職、不可以祭。祭者、**薦其時也**、薦其敬也、薦其美也、**弗享味也**。

* 『尚書大傳』の文は佚文であり、新美寛編・鈴木隆一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成』（京都大学人文科学研究所、一九六八年）に、「祭之言為祭〔當作察〕也祭者至 令集解卷二 天地瑞祥志卷二十引言爲二字倒無祭者至三字有薦也二字」（後漢鄭玄注『尚書大傳』）とある。

04 ①

上古有神民之官若司其序不相亂神降嘉生災禍不至（嘉禳之也）及少昊之衰九黎亂德祭礼无度神嘉不降災禍荐臻孔甲淫德好神二黷二龍去（孔甲夏之王也汗慢其神去故龍神去也）帝乙嬖神而震死（帝乙殷之王也為韋囊盛血仰而射之号曰射天後遇雷震而死也）

04 ②

「上古有神民之官。各司其序、不相亂。神降嘉生、災禍不至（嘉禳之也）。及少昊之衰、九黎亂德、祭禮無度。神嘉不降、災禍荐臻。孔甲淫德好神、神黷、二龍去（孔甲、夏之王也。汗慢其神去。」

故龍神去也。帝乙嫚神而震死（帝乙、殷之王也。爲韋囊盛血、仰而射之。號曰射天。後遇雷震而死也。）

04③

「上古に神民の官有り。各々其の序を司り、相ひ亂れず。神は嘉生を降し、災禍は至らず（嘉は穀之なり）。少昊の衰ふるに及び、九黎は徳を亂し、祭禮に度無し。神嘉は降らず、災禍は荐りに臻る。孔甲は淫徳にして神を好みて、神黷され、二龍去る（孔甲は、夏の王なり。汗慢なれば其の神去る。故に龍神去るなり）。帝乙神を嫚りて震死す（帝乙は、殷の王なり。韋囊を爲り血を盛り、仰ぎて之を射、號して天を射ると曰ふ。後雷震に遇ひて死するなり。）と。」

04④

（一）『漢書』卷二十五上 郊祀志第五上

洪範八政、三曰祀。祀者、所以昭孝事祖、通神明也。旁及四夷、莫不修之。下至禽獸、豺獮有祭。……故有神民之官、各司其序、不相亂也。……故神降之嘉生、民以物序、災禍不至、所求不匱。及少昊之衰、九黎亂徳、……享祀無度。……嘉生不降、禍災荐臻。……至帝孔甲、淫徳好神、神黷二龍去之。……帝乙嫚神而震死。

（1）應劭曰、「嘉穀也。」師古曰、「嘉生、謂衆瑞。」

（2）應劭曰、「夏帝孔甲、天賜之乘龍、河漢各二。其後媿黷嫚神、故龍去也。」

（3）師古曰、「帝乙、武王也。爲韋囊盛血、仰而射之、號曰射天。後遇雷震而死。」

05①

東甌王敬鬼壽百六十歲後世怠嫚故衰耗也（守曰東甌地名越也音於侯反也）

05②

「東甌王敬鬼、壽百六十歲。後世怠嫚、故衰耗也（守曰、「東甌」地名、越也。音於侯反也。）」

05③

「東甌王鬼を敬ふに、壽は百六十歳なり。後世は怠嫚し、故に衰耗するなり（守曰く、「東甌は、地名、越なり。音は於侯の反なり。」と。）と。」

05④

（一）『史記』卷二十八 封禪書

是時既滅兩越、越人勇之乃言「越人俗鬼、而其祠皆見鬼、數有效。昔東甌王敬鬼、壽百六十歳。後世怠慢、故衰耗。」乃令越巫立越祝祠、安臺無壇、亦祠天神上帝百鬼、而以雞卜。上信之、越祠雜卜始用。

『漢書』卷二十五下 郊祀志下

是時既滅兩粵、粵人勇之乃言「粵人俗鬼、而其祠皆見鬼、數有效。昔東甌王敬鬼、壽百六十歳。後世怠慢、故衰耗。」

乃命粵巫立粵祝祠、安臺無壇、亦祠天神帝百鬼、而以雞卜。
上信之、粵祠雞卜自此始用。

06 ①

周礼曰大裁祠于上下神祇凡天地大裁類社稷宗廟（宗曰類以類而

祭）

06 ②

『周禮』曰、「大裁、祠于上下神祇。凡天地大裁、類社稷宗廟（宗曰類、以類而祭。）」

06 ③

『周禮』に曰く、「大裁は、上下の神祇に祠る。凡そ天地の大裁は、社稷・宗廟に類す（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（百）と。」

06 ④

（一）『周禮』春官 宗伯 小宗伯

大裁、及執事禱祠于上下神示。……凡天地之大裁、類社稷宗廟、則爲位。

（二）『淮南子』本經訓

類其社。

（一）高誘注「祭社曰類、以事類祭之也。」

07 ①

礼記曰祭不欲數と則煩と則不敬祭不欲疏と則怠と則怠故有常之制天子祭天地四方天下名山大川及五礼（四方謂祭五官之於四郊分迎氣也五礼謂戸竈中雷門行此蓋殷時制也天子七祀加司命大厲也言五舉其中耳也）諸侯祀名山大川之在其地及五祀士祭其先凡祭有其廢之莫敢舉有其舉之莫敢廢（廢舉謂若殷廢農祀祀弃後不後廢弃農之也）非其所祭而祭之名曰淫と祀と无福（昔魯隱公祭鍾巫氏而見殺明淫祠无福之也）

07 ②

『禮記』曰、「祭不欲數。數則煩。煩則不敬。祭不欲疏。疏則怠。怠則忘。」故有常之制。「天子祭天地・四方・天下名山・大川及五禮（四方、謂祭五官之於四郊。分迎氣也。五禮、謂戸・竈・中雷・門・行。此蓋殷時制也。天子七祀、加司命・大厲也。言五舉其中耳也。）」。諸侯祀名山大川之在其地及五祀。士祭其先。」凡祭、有其廢之、莫敢舉。有其舉之、莫敢廢（廢・舉、謂若殷廢農祀、祀棄後不後廢棄農之也。）」。非其所祭而祭之、名曰淫祀。淫祀無福（昔魯隱公祭鍾巫氏而見殺。明淫祠無福、之也。）」。

07 ③

『禮記』に曰く、「祭は數たびたびするを欲せず。數すれば則ち煩はし。煩はしければ則ち敬せず。祭は疏おろそかにするを欲せず。疏にすれば則ち怠る。怠れば則ち忘る。」と。故に常の制有り。「天子は天地四方・天下の名山・大川及び五禮を祭る（四方とは、五官の四郊

に祭るを謂ふ。分けて氣を迎ふるなり。五禮は、戸・竈・中雷・門・行を謂ふ。此は蓋し殷の時の制なり。天子は七祀、司命・大厲を加ふるなり。五舉して其の中を言ふのみなり。」と。「諸侯は名山大川の其の地に在る及び五祀を祀る。士は其の先を祭る。」と。「凡そ祭は、其の之を廢すること有れば、敢て舉ぐること莫し。其の之を舉ぐるに有れば、敢て廢すること莫し（廢・舉は、殷農祀を廢して棄を祀れば、後棄を廢して農をせざるが若きを謂ふなり）。其の祭る所に非ずして之を祭るを、名づけて淫祀と曰ふ。淫祀は福無し（五）へ「昔魯の隱公鍾巫氏を祭らんとして殺さる。淫祀に福無きこと明かなり、之なり。」と。」と。

07 ④

（一）『禮記』祭義

祭不欲數。數則煩。煩則不敬。祭不欲疏。疏則怠。怠則忘。

（二）『禮記』曲禮下

天子祭天地、祭四方、祭山川、祭五祀、歲遍。諸侯方祀、祭山川、祭五祀、歲遍。大夫祭五祀、歲遍。士祭其先^①。

（一）鄭玄注「祭四方、謂祭五官之神於四郊也。句芒在東、祝融后土在南、蓐收在西、玄冥在北。『詩』云、「來方禋祀。」方祀者、各祭其方之官而已。五祀、戸・竈・中雷・門・行也。此蓋殷時制也。祭法曰、「天子立七祀、諸侯立五祀、大夫立三祀、士立二祀。」謂周制也。」

『禮記』祭法

王爲羣姓立七祀、曰司命、曰中雷、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戸、曰竈。王自爲立七祀。諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中雷、曰國門、曰國行、曰公厲。諸侯自爲立五祀。大夫立三祀、曰族厲、曰門、曰行。適士立二祀、曰門、曰行。庶士、庶人立一祀、或立戸、或立竈。

（三）『禮記』王制

天子・諸侯宗廟之祭、春日約、夏日禘、秋日嘗、冬日烝。天子祭天地、諸侯祭社稷、大夫祭五祀。天子祭天下名山大川。五嶽視三公、四流視諸侯。諸侯祭名山大川之在其地者。

（四）『禮記』曲禮下

凡祭、有其廢之、莫敢舉也。有其舉之、莫敢廢也。非其所祭而祭之、名曰淫祀。淫祀無福。

（一）鄭玄注「廢・舉、謂若殷廢農祀、棄後不可復廢棄祀農也。」

（五）『春秋左氏傳』隱公傳十一年

十一月、公祭鍾巫、齊于社圃、館于爲氏。壬辰、羽父使賊弑公于爲氏、立桓公、而討爲氏。有死者。不書葬、不成喪也。

08 ①

周礼曰凡陽祀用騂牲毛之陰祀以黓牲毛之望祀各以其方之色也陰祀北郊地及社稷鄭司農曰陽祀春夏也黓黑也玄謂陽祭天及宗曆之也時祀必用牲牲（時祀四時所常祀也牲純體兒其之也）

08 ②

『周禮』曰、「凡陽祀、用駢牲毛之。陰祀、以黝牲毛之。望祀、各以其方之色（駢、赤色也。陰祀、北郊地及社稷。鄭司農曰、「陽祀春夏也。黝、黒也。」玄謂、「陽祭天、及宗廟、之也。」）。時祀、必用牲牲。（時祀、四時所常祀也。牲、純。體貌具、之也。）。」

08 ③

『周禮』に曰く、「凡そ陽祀には、駢牲を用ひ之を毛す。陰祀には、黝牲を以て之を毛す。望祀には、各々其の方の色を以てす（駢は、赤色なり。陰祀は、北郊の地及び社稷なり。鄭司農曰く、「陽祀は春夏なり。黝は、黒なり。」と。玄謂へらく、「陽は天を祭り、宗廟に及ぶ、之なり。」と）。時祀には、必ず牲牲を用ふ。（時祀とは、四時常に祀る所なり。牲は、純なり。體貌の具はる、之なり。）。」と。

08 ④

(一) 『周禮』地官司徒牧人

牧人。掌牧六牲而阜蕃其物、以共祭祀之牲牲。⁽¹⁾ 凡陽祀、用駢牲毛之。陰祀、用黝牲毛之。⁽²⁾ 望祀、各以其方之色牲毛之。⁽³⁾ 凡時祀之牲、必用牲牲。

(1) 鄭玄注「六牲謂牛・馬・羊・豕・犬・雞。鄭司農云、「牲、純也。」玄謂、「牲、體完具。」」

(2) 鄭玄注「駢牲、赤色。毛之、取純毛也。陰祀、祭地北郊及社稷也。望祀五嶽四鎮四瀆也。鄭司農云、「陽祀春夏也。黝」

讀爲幽。幽黒也。玄謂、陽祀祭天於南郊、及宗廟。」

(3) 鄭玄注「時祀、四時所常祀、謂山川以下至四方百物。」

09 ①

禮記曰天子以犧牛（純色）諸侯以肥牛大夫以素牛士以羊豕（素求）庶人春以慈夏以麥秋以黍冬以稻（庶人无常牲取新物相宜也）夏牲用玄求殷用白周用赤也

「一」「素欸」の傍書あり。

「二」「慈欸」の傍書あり。

09 ②

『禮記』曰、「天子以犧牛（純色）、諸侯以肥牛、大夫以素牛、士以羊・豕（素求）。」「庶人春以韭、夏以麥、秋以黍、冬以稻（庶人无常牲。取新物相宜也）。」「夏牲用玄（求）、殷用白、周用赤也。」

09 ③

『禮記』に曰く、「天子は犧牛を以ひ（純色なり）、諸侯は肥牛を以ひ、大夫は素牛を以ひ、士は羊・豕を以ふ（素は求むなり）。」「と。庶人は春は韭を以てし、夏は麥を以てし、秋は黍を以てし、冬は稻を以てす（庶人には常牲無し。新物と相宜しきを取るのみ。）と。夏は牲に玄を用ひ、殷は白を用ひ、周は赤を用ふるなり。」と。

09 ④

(一) 『禮記』曲禮下

天子以犧牛、諸侯以肥牛、大夫以索牛、士以羊・豕。¹⁾

(1) 鄭玄注「犧、純毛也。肥、養於滌也。索、求得而用之。」

(二) 『禮記』王制

天子社稷皆大牢。諸侯社稷皆少牢。大夫士宗廟之祭、有田則祭、無田則薦。庶人春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦稻。非以卵、麥以魚、黍以豚、稻以鴈。¹⁾

(1) 鄭玄注「庶人無常牲。取與新物相宜而已。」

(三) 『禮記』檀弓上

夏后氏尚黑。大事斂用昏、戎事乘驪、牲用玄。殷人尚白。大事斂用日中、戎事乘翰、牲用白。周人尚赤。大事斂用日出、戎事乘騶。牲用騂。

10 ①

祠令曰冬至祀昊天上帝於園丘用犢六・羊九・豕九夏至祭皇地祇於方立用犢三・羊五・豕五也

10 ②

祠令曰、「冬至、祀昊天上帝於園丘、用犢六・羊九・豕九。夏至、祭皇地祇於方丘、用犢三・羊五・豕五也。」

10 ③

祠令に曰く、「冬至には、昊天上帝を圓丘に祀り、犢六・羊九・豕九を用ふ。夏至には、皇地祇を方丘に祭り、犢三・羊五・豕五を用ふるなり。」と。

10④

(一) 『舊唐書』卷二十一 志第一 禮儀一

武德初、定令。每歲冬至、祀昊天上帝於圓丘、以景帝配。

……其牲、上帝及配帝用蒼犢^二、五方帝及日月用方色犢各

一、內官已下加羊・豕各九。夏至、祭皇地祇于方丘、亦以

景帝配。其壇在宮城之北十四里。壇制再成、下成方十丈、

上成五丈。每祀則地祇及配帝設位於壇上、神州及五嶽・四

鎮・四瀆・四海・五方・山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰、

並皆從祀。神州在壇之第二等。五嶽已下三十七座、在壇下

外壇之內。丘陵等三十座、在壇外。其牲、地祇及配帝用犢

二、神州用黝犢一、嶽鎮已下加羊・豕各五。

『通典』卷四十三 禮三 吉二 郊天下 大唐

大唐武德初、定令。每歲冬至、祀昊天上帝於圓丘。……上

帝及配帝用蒼犢各一、五方帝及日月用方色犢各一、內官以

下加羊・豕各九。

* 「祠令」は、前掲の新美寛編・鈴木隆一補『本邦残存典籍によ

る輯佚資料集成』に「冬至、祀昊天上帝於園丘、用犢六・羊九・

豕九。夏至、祭皇地祇於方丘、用犢三・羊五・豕五也。」（「開元

令 祠令第八」とある。なお、「祠令」の佚文は、太田晶二郎『天

地瑞祥志』略説―附けたり、所引の唐令佚文―（一九七三年、

『東京大学資料編纂所報』七、後に『太田晶二郎』著作集第一

冊、一九九一年、吉川弘文館に所収）、仁井田陞『唐令拾遺』（東

方文化学院東京研究所、一九三三年。復刊は一九六四年、東大出版会）、仁井田陞・池田温編『唐令拾遺補』（東大出版会、一九九七年）、中村裕一『唐令の基礎的研究』（汲古書院、二〇〇〇年）にも収録されている。

11 ①

臣守以為雖有成文而聖帝哲主逐物而制法隨世而造教是以豐儉无常斟酌非定

11 ②

臣守以為、雖有成文、而聖帝・哲主逐物而制法、隨世而造教。是以豐儉無常、斟酌非定。

11 ③

臣守 以為らく、成文有りと雖も、而れども聖帝・哲主 物を逐ひて法を制し、世に隨ひて教を造る。是を以て豐儉 常無く、斟酌 定に非ず。

11 ④

出典不明。

12 ①

故易曰東隣煞牛不如西隣之餼祭（既濟九五之辭也）王曰牛祭之盛也餼祭之薄也祭祀之盛莫盛脩德沼沚之毛蘋蘩之菜可羞之於鬼神故黍稷非馨明德惟馨實受其福也

12 ②

故『易』曰、「東隣殺牛、不如西隣之餼祭（既濟九五之辭也）。王曰、「牛祭之盛也。餼祭之薄也。祭祀之盛、莫盛脩德。沼沚之毛、蘋蘩之菜、可羞之於鬼神。故黍稷非馨、明德惟馨。實受其福也。」

12 ③

故に『易』に曰く、「東隣の牛を殺すは、西隣の餼祭するに如ず（一）
〔既濟九五の辭なり。王曰く、「牛は祭の盛んなるなり。餼は祭の薄きなり。祭祀の盛んなるは、徳を脩むるより盛んなるは莫し。沼沚の毛、蘋蘩の菜、之を鬼神に羞むべし。故に黍稷 馨きに非ず、明德 惟だ馨し。實に其の福を受くるなり。」と。〕と。

12 ④

（一）『周易』既濟

九五。東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭、實受其福。^①

（1）王弼注「牛祭之盛者。禴祭之薄者。居既濟之時而處尊位、物皆濟矣。將何爲焉。其所務者祭祀而已。祭祀之盛、莫盛脩德。故沼沚之毛、蘋蘩之菜、可羞於鬼神。故黍稷非馨、明德惟馨。是以東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭、實受其福也。」

13 ①

尚書曰享多儀と不及物曰不享（周書各水誥之辭也言祭享之道唯以潔誠若多其容儀而不及礼物則不為神所享之也）

13 ②

尚書曰、「享多儀、儀不及物、曰不享」周書洛誥之辭也。言祭享之道、唯以潔誠、若多其容儀而不及禮物、則不爲神所享、之也。」

13 ③

『尚書』に曰く、「享は儀を多くするも、儀物に及ばざれば、不享と曰ふ」周書洛誥の辭なり。言ふところは祭享の道、唯だ潔誠を以てし、若し其の容儀多くして禮物に及ばざれば、則ち神に爲に享する所と爲らず、之なり。」と。

13 ④

(一) 『尚書』洛誥

公曰、「已、汝惟冲子、惟終。汝其敬識百辟享、亦識其有不享。享多儀、儀不及物、惟曰不享。……」

(二) 『漢書』卷二十五下 郊祀志下

經曰、享多儀、儀不及物、惟曰不享。

(1) 師古曰、周書洛誥之辭也。言祭享之道、唯以潔誠、若多其容儀而不及禮物、則不爲神所享也。」

14 ①

左傳曰苟有明信澗谿沼時之毛（谿、澗也。沼、池也。時、小諸也。毛、草也）蘋蘩蕓藻之菜（蘋、水采、无根而浮、大曰蘋、小曰萍、蘩、皤蒿也。蕓、藻聚藻之也）筐筥錡釜之器（方曰筐、員曰筥、有足曰錡、之也）潢汙行潦之水（潢、汙水、行潦、流潦之也）可薦於鬼神、可羞於王公（羞、進也。詩、國風大雅、忽載之也）

14 ②

『左傳』曰、「苟有明信、澗谿沼時之毛（谿、澗也。沼、池也。時、小諸也。毛、草也）蘋蘩蕓藻之菜（蘋、水采、无根而浮、大曰蘋、小曰萍。蘩、皤蒿也。蕓、藻聚藻之也）筐筥錡釜之器（方曰筐、員曰筥、无足曰釜、有足曰錡、之也）潢汙行潦之水（潢、汙水、行潦、流潦之也）可薦於鬼神、可羞於王公（羞、進也。『詩』國風大雅亦載之也）」

14 ③

『左傳』に曰く、「苟も明信有らば、澗谿沼時の毛（谿も亦た澗なり。沼は、池なり。時は、小諸なり。毛は、草なり）蘋蘩蕓藻の菜（蘋は水采、根無くして浮き、大を蘋と曰ひ、小を萍を曰ふ。蘩は皤蒿なり。蕓藻は聚藻、之なり）筐筥錡釜の器（方を筐と曰ひ、員を筥と曰ひ、足無きを釜と曰ひ、足有るを錡と曰ふ、之なり）潢汙行潦の水（潢汙は、汚水なり。行潦は、流潦、之なり）鬼神に薦むべく、王公に羞むべし（羞は、進なり。『詩』國風・大雅も亦た載するなり）」と。

14 ④

(一) 『春秋左氏傳』隱公 傳三年

君子曰、「信不由中、質無益也。明恕而行、要之以禮、雖無有質、誰能間之。苟有明信、澗谿沼汙之毛、蘋蘩蕓藻之菜、筐筥錡釜之器、潢汙行潦之水、可薦於鬼神、可羞於王公。而況君子結二國之信。行之以禮、又焉用質。風有采繁・采

蘋、雅有行葦・洞酌、昭忠信也。」

(1) 杜預注「谿亦澗也。沼、池也。泚、小諸也。毛、草也。」

(2) 杜預注「蘋、大萍也。藜、皤蒿。蒹、聚藻也。」

(3) 杜預注「方曰筐、員曰筥、無足曰釜、有足曰錡。」

(4) 杜預注「潢汗、淳水。行潦、流潦也。」

(5) 杜預注「羞、進也。」

15 ①

礼記曰祭豊年不奢凶年不儉君子祭雖貧不鬻祭器雖寒不衣祭服也

□幣無方（隨國所出時所有而已也）

15 ②

『禮記』曰、「祭豊年不奢、凶年不儉。」君子祭、雖貧不鬻祭器。

雖寒不衣祭服也。「旅幣無方（隨國所出、時所有而已也）。」

15 ③

『禮記』に曰く、「祭は豊年にも奢らず、凶年にも儉すくなくせず。」と。

「君子は祭るに、貧ますしと雖も祭器を鬻うらず。寒しと雖も祭服を衣

ず。」と。「旅幣（三）に方無し（國（四）の出だす所に隨ひ、時に有する所あ

るのみなり。）」と。

15 ④

(一) 『禮記』王制

祭豊年不奢、凶年不儉。

(二) 『禮記』曲禮下

凡家造、祭器爲先、犧賦爲次、養器爲後。無田祿者、不設

祭器。有田祿者、先爲祭服。君子雖貧不粥祭器。雖寒不衣

祭服。爲宮室不斬於丘木。

(三) 『禮記』郊特牲

旅幣無方。所以別土地之宜、而節遠邇之期也。龜爲前列、

先知也。以鐘次之、以和居參之也。虎豹之皮、示服猛也。

束帛加璧、往德也。

(四) 出典不明。

16 ①

礼記祭法曰夏后氏禘黃帝而郊鯀祖顓頊而宗禹殷人禘嚳而郊冥祖

契而宗湯周人禘嚳而郊稷祖文王而宗武王（禘郊祖宗謂祭祀以配食

之也）

16 ②

『禮記』祭法曰、「夏后氏禘黃帝而郊鯀、祖顓頊而宗禹。殷人禘嚳

而郊冥、祖契而宗湯。周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王（禘・郊・

祖・宗、謂祭祀以配食、之也。）」と。

16 ③

『禮記』祭法に曰く、「夏后氏は黃帝を禘して鯀を郊し、顓頊を

祖して禹を宗す。殷人は嚳を禘して冥を郊し、契を祖して湯を宗

す。周人は嚳を禘して稷を郊し、文王を祖して武王を宗す（禘・

郊・祖・宗とは、祭祀して以て食を配するを謂ふ、之なり。）」と。

16 ④

（一）『禮記』祭法

祭法。有虞氏禘黃帝而郊嚳、祖顓頊而宗堯。夏后氏亦禘黃

帝而郊鯀、祖顓頊而宗禹。殷人禘嚳而郊冥、祖契而宗湯。

周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王。

（一）鄭玄注「禘・郊・祖・宗、謂祭祀以配食也。……」

17 ①

故孔子曰人行莫大於孝と莫大於嚴と父と莫大於配天也（王者尊其孝以配天也）

17 ②

故孔子曰、「人行莫大於孝、孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天也（王者尊其孝、以配天也。）」

17 ③

故に孔子曰く、「人の行ひ孝より大なるは莫し、孝は父を嚴ふより大なるは莫く、父を嚴ふは天に配するより大なるは莫きなり（王者其の考を尊び、以て天に配するなり。）」と。

17 ④

（一）『漢書』卷二十五下 郊祀志下

平帝元始五年、大司馬王莽奏言、「王者父事天。故爵稱天子。

孔子曰、「人之行莫大於孝、孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天。」

王者尊其考、欲以配天、緣考之意、欲尊祖、推而上之、遂

及始祖。是以周公郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂以配上帝。

『孝經』聖治章

曾子曰、「敢問聖人之德、無以加於孝乎。」子曰、「天地之性人爲貴。人之行莫大於孝、孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天、

則周公其人也。昔者周公郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂、

以配上帝。是以四海之內、各以其職來祭。夫聖人之德、又

何以加於孝乎。……」

（一）御注「謂父爲天、雖無貴賤、然以父配天之禮始自周公、故曰其人也。」

（二）御注「后稷、周之始祖也。郊謂圜丘祀天也。周公攝政、因行郊天之祭、乃尊始祖以配之也。」

18 ①

漢末王莽引周祀享先妣由此北郊以高后配地自此始也先武中元告高廟以薄后配地伐高后曹氏方兵所祭以舜妃伊氏配地晉亦以宣穆皇后配地也

18 ②

漢末王莽引『周禮』、「享先妣由此北郊。以高后配地、自此始也。

光武中元、告高廟、以薄后配地。」代高后曹氏、方丘所祭、以舜

妃伊氏配地。「晉亦以宣穆皇后配地也。」

18 ③

(一) 漢末 王莽 『周禮』を引き、「先妣を享するに此を北郊に由る。高后を以て地に配するは、此より始まるなり。光武中元、高廟に告ぐるに、薄后を以て地に配す。」と。「高后曹氏を代へて、方丘の祭る所、舜妃伊氏を以て地に配す。」と。「晉も亦た宣穆皇后を以て地に配するなり。」と。

18 ④

(一) 『宋書』卷十六 禮志三

漢文帝初祭地祇于渭陽、以高帝配。武帝立后土社祠于汾陰、亦以高帝配。漢氏以太祖兼配天地、則未以后配地也。王莽作相、引『周禮』享先妣爲配北郊。夏至祭后土、以高后配、自此始也。光武建武中、不立北郊、故后地之祇、常配食天壇、山川群望皆在營內、凡一千五百一十四神。中元年、建北郊、使司空馮魴告高廟、以薄后代呂后配地。江左初、未立北壇、地祇衆神、共在天郊也。……

(二) 『宋書』卷十六 禮志三

景初元年十月乙卯、始營洛陽南委粟山爲圓丘。詔曰、「蓋帝王受命、莫不恭承天地、以彰神明。尊祀世統、以昭功德。故先代之典既著、則禘郊祖宗之製備也。昔漢氏之初、承秦滅學之後、采摭殘缺、以備郊祀。自甘泉・后土・雍宮、五時神祇兆位、多不經見、並以興廢無常、一彼一此、四百餘年、廢無禘禮。古代之所更立者、遂有闕焉。曹氏世系、出自有虞氏。今祀圓丘、以始祖帝舜配、號圓丘曰皇皇帝天。

方丘所祭曰皇皇后地、以舜妃伊氏配。天郊所祭曰皇天之神、以太祖武皇帝配。地郊所祭曰皇地之祇、以武宣皇后配。宗祀皇考高祖文皇帝於明堂、以配上帝。」十二月壬子冬至、始祀皇皇帝于圓丘、以始祖有虞帝舜配。自正始以後、終魏世、不復郊祀。

* 『晉書』禮志上にも同様の記述あり。

(三) 『宋書』卷十六 禮志三

明帝太寧三年七月、始詔立北郊。未及建而帝崩、故成帝咸和八年正月、追述前旨、於覆舟山南立之。是月辛未、祀北郊、始以宣穆張皇后配地。魏氏故事、非晉舊也。

* 『晉書』禮志上にも同様の記述あり。

19 ①

臣守以爲皇后配郊者經典無聞也莽所引周禮先妣者姜と原と生后禋是周之先母也周特立姜原廟而祭謂之閼宮也莽違聖人制乱神祇之位失天地之心以妨繼嗣之福也易大傳曰誣神者殃及三世也終莽蒙廢也（誣妄之也）

19 ②

臣守以爲、皇后配郊者、經典無聞也。莽所引『周禮』、「先妣者、姜原。姜原生后稷。是周之先母也。周特立姜原廟而祭。謂之閼宮也。」莽違聖人制、改神祇之位、失天地之心、妨繼嗣之福也。『易』大傳曰、「誣神者殃及三世也。」終莽蒙廢也（誣妄、之也。）

19 ③

臣守以爲らく、皇后郊に配するは、經典に聞く無きなり。莽の引く所の『周禮』に、「先妣(一)とは、姜原なり。姜原后稷を生む。是れ周の先母なり。周特に姜原の廟を立てて祭る。之を閼宮と謂ふなり。」と。莽聖人の制に違ひ、神祇の位を改め、天地の心を失ひ、以て繼嗣の福を妨ぐるなり。『易』大傳に曰く、「神を誣(二)ふる者は殃(三)三世に及ぶなり。」と。終に莽癡を蒙るなり（誣は妄、之なり）。

19 ④

(一) 『周禮』春官宗伯下 大司樂

乃奏夷則、歌小呂、舞大濩、以享先妣。⁽¹⁾

(1) 鄭玄注「夷則、陽聲第五、小呂爲之合。小呂一名中呂。先妣、姜原也。薑原履大人跡、感神靈而生後稷。是周之先母也。周立廟自後稷爲始祖、薑原無所妃、是以特立廟而祭之、

謂之閼宮。閼、神之。」

(二) 『漢書』卷二十五下 郊祀志下

後上以無繼嗣故、令皇太后詔有司曰、「蓋聞王者承事天地、交接泰一、尊莫著於祭祀。孝武皇帝大聖通明、始建上下之祀、營泰時於甘泉、定后土於汾陰、而神祇安之、饗國長久、子孫蕃滋、累世遵業、福流於今。今皇帝寬仁孝順、奉循聖緒、靡有大愆、而久無繼嗣。思其咎職、殆在徙南、北郊、違先帝之制、改神祇舊位、失天地之心、以妨繼嗣之福。春

秋六十、未見皇孫、食不甘味、寢不安席、朕甚悼焉。『春秋』大復古、善順祀。其復甘泉泰時、汾陰后土如故、及雍五畤、陳寶祠在陳倉者。」天子復親郊禮如前。又復長安、雍及郡國祠著明者且半。

(三) 『漢書』卷二十五下 郊祀志下

明年、匡衡坐事免官爵。衆庶多言不當變動祭祀者。又初罷甘泉泰時作南郊日、大風壞甘泉竹宮、折拔時中樹木十圍以上百餘。天子異之、以問劉向。對曰、「家人尚不欲絕種祠、況於國之神寶舊時。且甘泉、汾陰及雍五畤始立、皆有神祇感應、然後營之、非苟而已也。武・宣之世、奉此三神、禮敬敕備、神光尤著。祖宗所立神祇舊位、誠未易動。及陳寶祠、自秦文公至今七百餘歲矣、漢興世世常來、光赤黃、長四五丈、直祠而息、音聲碎隱、野雞皆雉。每見雍太祝祠以太牢、遣候者乘傳馳詣行在所、以爲福祥。高祖時五來、文帝二十六來、武帝七十五來、宣帝二十五年、初元元年以來亦二十來、此陽氣舊祠也。及漢宗廟之禮、不得擅議、皆祖宗之君與賢臣所共定。古今異制、經無明文、至尊至重、難以疑說正也。前始納貢禹之議、後人相因、多所動援。『易』大傳曰、「誣神者殃及三世。」恐其咎不獨止禹等。」上意恨之。

20 ①

祠令曰昊天上帝五方上帝皇地祇神州宗廟等爲大祀（散齋四日致齋

三日也。日月星辰岳鎮海瀆先農等為中祀。散齋三日致齋二日。司中司命風師雨師諸星山林川澤之屬為小祀。州縣之准小祀例也。散齋二日致齋一日。諸散齋之內盡理事如舊。夜宿於家正寢不得予喪問疾。不判署刑煞文書不決罰罪人。不作樂不預穢惡之事也。致齋唯為祀事。得行其餘悉斷。非應散齋致齋者唯清齋一宿於本司及祀所也。

20 ②

祠令曰、「昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟等為大祀。散齋四日、致齋三日也。」。日月・星辰・嶽鎮・海瀆・先農等為中祀。散齋三日、致齋二日。司中・司命・風師・雨師・諸星・山林・川澤之屬為小祀。州縣亦准小祀例也。散齋二日、致齋一日。諸散齋之內、書理事如舊、夜宿於家正寢、不得弔喪問疾、不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事也。致齋唯為祀事得行、其餘悉斷。「非應散齋・致齋者、唯清齋一宿於本司及祀所也。」

20 ③

「祠令」に曰く、「昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟等を大祀と為す。散齋四日、致齋三日なり。」。日月・星辰・嶽鎮・海瀆・先農等を中祀と為す。散齋三日、致齋二日なり。司中・司命・風師・雨師・諸星・山林・川澤の屬を小祀と為す。州縣も亦た小祀の例に准ずるなり。散齋二日、致齋一日なり。」と。諸散齋の内、晝は事を理むこと舊の如くするも、夜は家に宿りて正寢し、喪を弔い疾を問ふを得ず、刑殺文書を判署せず、罪人を決罰せず、樂を作さず、穢惡の事に預らざるなり。致齋は唯だ祀

事を爲し行ふを得、其餘は悉く斷て。」と。「散齋・致齋に應ずるに非ざれば、唯だ清齋し、本司及に祀所に一宿するなり。」と。

20 ④

(一) 『舊唐書』卷二十一 志第一 禮儀一

昊天上帝・五方帝・皇地祇・神州及宗廟為大祀、社稷・日月・星辰・先代帝王・嶽鎮・海瀆・帝社・先蠶・釋奠為中祀、司中・司命・風伯・雨師・諸星・山林・川澤之屬為小祀。大祀、所司每年預定日奏下。小祀、但移牒所由。若天子不親祭享、則三公行事。若官缺、則職事三品已上攝三公行事。大祀散齋四日、致齋三日。中祀散齋三日、致齋二日。小祀散齋二日、致齋一日。散齋之日、書理事如舊、夜宿於家正寢、不得弔喪問疾、不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事。致齋唯為祀事得行、其餘悉斷。

『大唐開元令』卷三 序例下 齋戒

凡大祀、散齋四日、致齋三日。中祀、散齋三日、致齋二日。小祀、散齋二日、致齋一日。若散齋之日、書理事如舊、夜宿止于家正寢、不得弔喪問疾。不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事。致齋唯祀事得行、其餘悉斷。非應散齋・致齋者、唯清齋一宿於本司及祠所。

* 「祠令」は、前掲の新美寛編・鈴木隆一補『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』の「開元令 祠令第八」に次のようにある。

昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟等為大祀。「散齋四

日、致齋三日也。」日月・星辰・岳鎮・海瀆・先農等爲中祀。

〔散齋三日、致齋二日。〕司中・司命・風師・雨師・諸星・山林・川澤之屬爲小祀。州縣之、准小祀例也。〔散齋二日、致齋一日。〕諸散齋之内、盡理如舊、夜宿於家正寢、不得予喪・問疾、不判者刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事也。致齋、唯爲祀事得行、其餘悉斷。非應散齋・致齋者、唯清齋一宿於本司及祠所也。『天地瑞祥志』卷二十引「大唐祠令」『令集解』卷十五引「開元令」云「釋奠爲中祀州縣釋奠亦准小祀例。」

21 ①

周礼と記並曰祭天日月星辰司中司命風師雨師皆以燔柴而升煙也祭地山林以埋也祭川澤以沈也（尔雅曰祭山曰庶と縣也祭星曰布と散也祭風曰磔と當大道以止風也左傳有受振于神也呂才陰陽書祭訖送神以酒灑散受福酒再拜飲之也）

21 ②

『周禮』『禮記』並曰、「祭天日月星辰、司中司命、風師雨師。」皆以燔柴而升煙也。祭地山林以埋也。祭川澤以沈也。〔爾雅〕曰、「祭山曰庶。庶縣也。祭星曰布。布散也。祭風曰磔。磔當大道以止風也。」『左傳』有「受振于神」也。呂才『陰陽書』、「祭訖、送神以酒灑散、受福酒、再拜飲之也。」

21 ③

『周禮』『禮記』並びに曰く、^{(一)(二)}「天の日月星辰、司中司命、風師雨師を祭る。」と。皆燔柴を以て煙を升すなり。地の山林を祭るには埋を以てするなり。川澤を祭るには沈を以てするなり。〔爾雅〕^(三)に曰く、「山を祭るを庶と曰ふ。庶は縣なり。星を祭るを布と曰ふ。布は散なり。風を祭るを磔と曰ふ。磔とは當に大道以て風を止め

るべきなり。」と。『左傳』に「振を神に受く」こと有るなり。呂才『陰陽書』に、「祭訖り、神を送るに酒を以て灑散し、福酒を受け、再拜し之を飲むなり。」と。〕

21 ④

(一) 『周禮』春官 大宗伯

以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日月・星辰、以樛燎祀司中・司命・風師・雨師。以血祭祭社稷五祀五嶽。以豕沈祭山林川澤。

(二) 『禮記』月令

乃命大史守典奉法、司天日月・星辰之行、宿離不貸、毋失經紀。以初爲常。

乃畢山川之祀、及帝之大臣、天之神祇。⁽¹⁾

(1) 鄭玄注「四時之功、成於冬孟月。祭其宗至此、可以祭其佐也。帝之大臣、句芒之屬、天之神祇、司中・司命・風師・雨師。」

(三) 『爾雅』祭名

祭山曰賸・縣。祭川曰浮・沈。祭星曰布。⁽¹⁾祭風曰磔。⁽²⁾

- (1) 郭璞注「布散祭於地。」
(2) 郭璞注「今俗當大道中磔狗、云以止風。此其象。」
(四) 『春秋左氏傳』成公 傳十三年

劉子曰、「吾聞之、民受天地之中以生、所謂命也。是以有動作禮義威儀之則、以定命也。能者養之以福、不能者敗以取禍。是故君子勤禮、小人盡力。勤禮莫如致敬、盡力莫如敦篤。敬在養神、篤在守業。國之大事、在祀與戎。祀有執膳、戎有受脰、神之節也。今成子惰、棄其命矣、其不反乎。」
*この呂才『陰陽書』の佚文は、新美寛編・鈴木隆一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成』に収録されている。

二、封禪

【概要】本項目では「封禪」について、主に『漢書』や『後漢書』に見える記述を中心に説いている。その内容は比較的簡潔ではあるが、末尾に唐の高宗による封禪について言及している点は、本書の成立背景を考える上で重要であろう。

- 01 ① 封禪〈甫龍反平時戰反上〉
01 ② 封禪〈甫龍反、平。時戰反、上。〉
01 ③

- 封禪〈甫龍^(一)の反、平。時戰^(二)の反、上。〉
01 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷九 土
封、甫龍反。厚也、長也、國也、爵也、增也。
(二) 『篆隸萬象名義』卷三 示
禪、時戰反。傳也、定也、闡也。

02 ① 夫封禪之起自上皇也斯則祭祀之始其來久矣（封者大也築土增太山也禪者壇也除地為壇壇也又禪者傳授也封太山禪梁甫以相傳授猶父禪其子也）

02 ② 夫封禪之起、自上皇也。斯則祭祀之始、其來久矣。（封者、大也。築土增太山也。禪者、壇也。除地爲壇。壇、壇也。又禪者、傳授也。封太山、禪梁甫、以相傳授。猶父禪其子也。）

02 ③ 夫れ封禪の起こるは、上皇^(一)よりするなり。斯れ則ち祭祀の始め、其の來るところは久しきなり（封は、大なり。土を築き太山^(二)を増大するなり。禪は、壇なり。地を除ひ壇を爲る。壇は、壇なり。又禪とは、傳授なり。太山に封じ、梁甫^(三)に禪し、以て相ひ傳授す。猶ほ父の其の子に禪るが^(四)ときなり。）
02 ④

(一) 『後漢書』志九 祭祀下

論曰、……自上皇以來、封泰山者、至周七十二代。封謂封土爲壇、柴祭告天、代興成功也。禮記所謂「因名山升中于天」者也……。

(二) 『史記』卷百十七 司馬相如列傳

方將增泰山之封、加梁父之事、鳴和鸞、揚樂頌、上咸五、下登三。

(三) 『太平御覽』卷三十九 地部四 泰山

『白虎通』曰、「王者受命必封禪、封者、廣厚也。^①皆刻石紀號、著己之功績以自效也。天以高爲尊、地以厚爲德、故增泰山之高以報天、禪梁甫之址以報地也。」

(1) 禪、除地爲壇。字本爲壇、以爲祭神、故從示。

『白虎通』卷五 封禪

王者易姓而起、必升封泰山何。教告之義也。始受命之時、改制應天、天下太平、功成封禪、以告太平也。所以必於泰山何。萬物所交代之處也。必於其於何。因高告高、順其類也、故升封者增高也、下禪梁甫之山基廣厚也。刻石紀號者、著己之功跡也、以自效放也。天以高爲尊、地以厚爲德、故增泰山之高以放天、附梁甫之基以報地、明天地之所命、功成事遂、有益於天地、若高者加高、厚者加厚矣。或曰、「封者、金泥銀繩。」或曰、「石泥金繩、封以印璽。」故孔子曰、「昇泰山、觀易姓之王、可得而數者七十有餘。」

(四) 『後漢書』卷七、祭祀志上

二十五日甲午、禪、祭地於梁甫陰、以高后配、山川群神從祀、如元始中北郊故事。^①

(1) 服虔曰、「禪、廣土地。」項威曰、「除地曰壇。後改壇曰禪、神之也。」

03 ①

封禪之說經典無聞也。禮有「因天事天、因地事地、因名山升中于天。」巡狩、至於方嶽、燔柴祭天、以告其成功、相似而非是也。

03 ②

「封禪之說、經典無聞也。禮有「因天事天、因地事地、因名山升中于天。」巡狩、至於方嶽、燔柴祭天、以告其成功、相似而非是也。」

03 ③

「封禪の說、經典に聞く無きなり。禮に「天に因りて天に事へ、地に因りて地に事へ、名山に因りて天に升中す。」有り。巡狩は、方嶽に至り、柴を燔き天を祭り、以て其の成功を告ぐ。相ひ似たるも是に非ざるなり。」と。

03 ④

(一) 『晉書』卷二十一 志第十一 禮志下

封禪之說、經典無聞。禮有「因天事天、因地事地、因名山升中於天。」而鳳皇降、龜龍格。天子所以巡狩、至於方岳、燔柴祭天、以告其成功、事似而非也。讖緯諸說皆云、王者

封泰山、禪梁甫、易姓紀號。秦漢行其典、前史各陳其制矣。

『禮記』禮器

是故昔先王尚有德、尊有道、任有能、舉賢而置之、聚衆而誓之。是故因天事天、因地事地、因名山升中于天、因吉土以饗帝于郊。升中于天、而鳳凰降、龜龍假饗。帝於郊、而風雨節寒暑時。是故聖人南面而立、而天下大治。

(1) 鄭玄注「名猶大也。升上也。中猶成也。謂巡守、至於方獄、燔柴祭天、告以諸侯之成功也。孝經說曰、封乎泰山、考績燔燎、禪乎梁甫、刻石紀號也。」

『禮記』祭法

燔柴於泰壇、祭天也。瘞埋於泰折、祭地也。用騂・犢。

04 ①

漢書曰管仲云古者封泰山禪梁文者七十二家而夷五所記者十有二焉其無懷氏（鄭玄曰無懷氏古王者在伏羲前也）宓戲神農炎帝（李奇曰炎帝在神農後也）此三主封泰山禪梁父（服虔曰梁父東山名也）黃帝曰在蒙陰縣之也（黃帝封泰山禪亭）（晉灼曰鉅平有亭）（山）顯頊帝嚳堯舜封泰山禪梁父山禹封泰山禪會稽湯封泰山禪梁父周成王封泰山禪社首（晉灼曰社首在鉅平南十二里也）齊桓公曰寡人北伐山戎過孤竹西伐東馬縣車土早耳之山南至召陵登熊耳山以望江漢昔三伐受命亦何以畢乎（守曰桓公既霸以僖九年會諸侯於蔡丘而欲封禪之議也）管仲曰七十二君皆受命乃封禪也鄙上黍北里禾所

以為盛（蘓林曰鄙上北里皆地名師古曰實籩簋）江淮間一弟三谷所以為藉也東海致比目之魚西海致比翼之鳥然後物有不召而自至焉今鳳凰麒麟不至嘉禾不生而欲封禪無迺不可乎

04 ②

『漢書』曰、「管仲云、「古者封泰山、禪梁父者七十二家。而夷五所記者十有二焉。其無懷氏（鄭玄曰、「無懷氏、古王者、在伏羲前也。」）・慮羲・神農・炎帝（李奇曰、「炎帝、在神農後也。」）、此三王封泰山、禪梁父（服虔曰、「梁父東山名也。」）晉灼曰、「在蒙陰縣之也。」。黃帝封泰山、禪亭亭（晉灼曰、「鉅平有亭亭山。」）。顯頊・帝嚳・堯・舜封泰山、禪梁父（山）。禹封泰山、禪會稽。湯封泰山、禪梁父。周成王封泰山、禪社首（晉灼曰、「社首在鉅平南十二里也。」）。齊桓公曰、「寡人北伐山戎、過孤竹。西伐、東馬縣車、上卑耳之山、南至召陵、登熊耳山、以望江漢。昔三代受命、亦何以異乎（守曰、「桓公既霸。以僖九年、會諸侯於蔡丘、而欲封禪之議也。」）。管仲曰、「七十二君皆受命、乃封禪也。鄙上黍、北里禾、所以為盛（蘇林曰、「鄙上・北里、皆地名。」師古曰、「實籩・簋。」）。江淮間、一弟三背、所以為藉也。東海致比目之魚、西海致比翼之鳥、然後物有不召而自至焉。今鳳凰・麒麟不至、嘉禾不生、而欲封禪、無迺不可乎。」」

04 ③

『漢書』に曰く、「管仲云ふ、「古者泰山に封じ、梁父に禪する者七十二家あり。而れども夷五記す所は十有二なり。其れ無懷氏

（鄭玄曰く、「無懷氏は、古の王者なり、伏羲の前に在るなり。」と。）・慮羲・神農・炎帝（李奇曰く、「炎帝は、神農の後に在るなり。」と。）・此の三王泰山に封じ、梁父に禪す（服虔曰く、「梁父は東山の名なり。」と。晉灼曰く、「蒙陰縣に在り、之なり。」と。）・黄帝泰山に封じ、亭亭に禪す（晉灼曰く、「鉅平に亭亭山有り。」と。）・顓頊・帝嚳・堯・舜は泰山に封じ、梁父山に禪にす。禹は泰山に封じ、會稽に禪す。湯は泰山に封じ、梁父に禪す。周の成王は泰山に封じ、社首に禪す（晉灼曰く、「社首は鉅平の南十二里に在るなり。」と。）・齊の桓公曰く、「寡人北に山戎を伐ち、孤竹を過ぐ。西伐して、東馬縣車し、卑耳の山に上る。南して召陵に至り、熊耳山に登り、以て江漢を望む。昔三代の命を受くるに、亦た何を以て異ならんか（守曰く、「桓公既に覇となり、僖九年、諸侯を蔡丘に會すを以て、封禪の議を欲するなり。」と。）と。管仲曰く、「七十二君皆命を受け、乃ち封禪するなり。鄙上の黍、北里の禾、以て盛と爲す所なり（蘇林曰く、「鄙上・北里、皆地名なり。」師古曰く、「簠・簋に實たす。」と。）・江淮の間、一茅三脊、以て藉と爲す所なり。東海は比目の魚を致し、西海は比翼の鳥を致し、然る後物の召さずして自ら至る有り。今鳳凰・麒麟至らず、嘉禾生ぜずして、封禪せんと欲するも、迺ち可ならざる事無からんか。」と。）と。

04 ④
（一）『漢書』卷二十五上 郊祀志上

管仲曰、「古者封泰山、禪梁父者七十二家。而夷吾所記者十有二焉。昔無懷氏封泰山、禪云云。⁽¹⁾慮羲封泰山、禪云云。神農氏封泰山、禪云云。炎帝封泰山、禪云云。⁽²⁾黄帝封泰山、禪亭亭。⁽³⁾顓頊封泰山、禪云云。帝嚳封泰山、禪云云。堯封泰山、禪云云。舜封泰山、禪云云。禹封泰山、禪會稽。湯封泰山、禪云云。周成王封泰山、禪於社首。⁽⁴⁾皆受命然後得封禪。」桓公曰、「寡人北伐山戎、過孤竹。西伐、東馬縣車、⁽⁵⁾卑耳之山。南伐至召陵、登熊耳山、以望江、漢。兵車之會三、乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我。昔三代受命、亦何以異乎。」於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事、曰、「古之封禪、鄙上黍、北裡禾、所以爲盛。⁽⁵⁾江淮間一茅三脊、所以爲藉也。東海致比目之魚、西海致北翼之鳥、然後物有不召而自至者十有五焉。今鳳凰、麒麟不至、嘉禾不生、而蓬蒿、藜莠茂、鴟梟群翔、而欲封禪、無乃不可乎。」於是桓公乃止。

- (1) 鄭氏曰、「無懷氏、古之王者、在伏羲前、見『莊子』。」服虔曰、「云云在梁父東、山名也。」晉灼曰、「云云山在家陰縣故城東北、下有云云亭。」
- (2) 李奇曰、「炎帝、神農後。」
- (3) 服虔曰、「亭亭山在牟陰。」晉灼曰、「地理志、鉅平有亭亭山。」師古曰、「晉說是也。」
- (4) 應劭曰、「山名、在博縣。」晉灼曰、「在鉅平南十二里。」師

古曰、「晉說是也。」

(5) 應劭曰、「鄙、音靡。」蘇林曰、「鄙上・北里、皆地名也。」

師古曰、「盛謂以實簋・簋。」

05 ①

又季氏專魯旅於泰山仲尼譏〈師古曰旅陳也陳禮物而祭也陪臣而祭泰山僭諸侯之礼也故孔子非之也〉

05 ②

又季氏專魯、旅於泰山、仲尼譏〈師古曰、「旅、陳也。陳禮物而祭也。陪臣而祭泰山、僭諸侯之禮也。故孔子非之也。」〉。

05 ③

又季氏魯を專にし、泰山に旅す。仲尼譏る〈師古曰く、「旅は、陳なり。禮物を陳べて祭るなり。陪臣にして泰山に祭るは、諸侯の禮を僭ゆるなり。故に孔子之を非るなり。」と。〉。

05 ④

(一) 『漢書』卷二十五上、郊祀志
是時、季氏專魯、旅於泰山、仲尼譏之。¹⁾

(1) 師古曰、「旅、陳也。陳禮物而祭之也。陪臣祭泰山、僭諸侯之禮。孔子非之曰、「嗚呼、曾謂泰山不如林放乎。」事見『論語』。」

06 ①

秦始皇即位三年東巡狩而遂除車道上自太山陽至顛立石頌德從陰道下〈師古曰山南曰陽山北曰陰之也〉過暴風雨休於大樹下不得封禪遂東游海上祠名山山川及八神永舉人羨門之屬〈應劭曰羨門古仙人也師古曰古以舉為仙字之也〉
「一」過字右上注「遇」字。

06 ②

秦始皇即位三年、東巡狩、而遂除車道、上自太山陽。至顛、立石頌德、從陰道下。〈師古曰、「山南曰陽、山北曰陰、之也。」〉

「遇暴風雨、休於大樹下。不得封禪。遂東遊海上、祠名山山川及八神、求僊人・羨門之屬〈應劭曰、「羨門、古仙人也。」師古曰、「古以僊為仙字、之也。」〉。

06 ③

秦始皇即位して三年、東のかた巡狩して、遂に車道を除ひ、太山の陽自り上り、顛に至り、石を立て德を頌め、陰道從り下る〈師古曰く、「山の南を陽と曰ひ、山の北を陰と曰ふ、之なり。」と。〉。

暴風雨に遇ひて、大樹の下に休み、封禪するを得ず。遂に東のか海上に遊び、名山山川及び八神を祠り、僊人・羨門の屬を求む〈應劭曰く、「羨門は、古の仙人なり。」と。師古曰く、「古は僊を以て仙の字と爲す、之なり。」と。〉。

06 ④

(一) 『漢書』卷二十五上 郊祀志上
即帝位三年、東巡郡縣、祠騶嶧山、頌功業。於是從齊、魯

之儒生博士七十人、至於泰山下。諸儒生或議曰、「古者封禪爲蒲車、惡傷山之土、石、草、木。掃地而祠、席用苴秸、言其易遵也。」始皇聞此議各乖異、難施用、由此黜儒生。而遂除車道、上自泰山陽。至顛、立石頌德、明其得封也。從陰道下、禪於梁父。其禮頗采秦祝之祀雍上帝所用、而封臧皆秘之、世不得而記也。始皇之上泰山、中阪遇暴風雨、休於大樹下。諸儒既黜、不得與封禪、聞始皇遇風雨、即譏之。於是始皇遂東遊海上、行禮祠名山山川及八神、求僊人羨門之屬。

(1) 師古曰、「山南曰陽、山北曰陰。」

(2) 應劭曰、「羨門、名子高、古仙人也。」師古曰、「古亦以僊爲仙字。下皆類此。」

07 ①

暨於漢武帝即位尤敬鬼神之祀漢興已六十餘歲矣天下又安其即位後卅一年夏四月天子至梁父禮祠地主至乙卯上泰山為封明日下陰道丙辰禪泰山下隄東北肅然山（師古曰隄者山之基是也）其夜若有光盡有日雲封中（師古曰雲出於封之中也）天子還坐明堂群臣更上壽更為元封元年也

07 ②

暨於漢武帝即位、尤敬鬼神之祀。漢興已六十餘歲矣。天下艾安。其即位後、卅一年夏四月、天子至梁父、禮祠地主。至乙卯、上泰

山爲封。明日、下陰道。丙辰、禪泰山下隄東北肅然山（師古曰、「隄者、山之基足也。」）。其夜若有光、晝有白雲封中（師古曰、「雲出於封之中也。」）。天子還、坐明堂、群臣更上壽。更爲元封元年也。

07 ③

漢の武帝の即位するに暨り、尤も鬼神の祀を敬む。漢興りて已に六十餘歲なり。天下艾安なり。其れ即位して後、卅一年夏四月、天子梁父に至り、地主を禮祠す。乙卯に至り、泰山に上り封を爲す。明日、陰道より下る。丙辰、泰山の下隄東北肅然山に禪す（師古曰く、「隄は、山の基足なり。」と）。其の夜光有るが若く、晝に白雲の封中よりする有り（師古曰く、「雲封の中より出づるなり。」と）。天子還り、明堂に坐し、群臣更壽を上る。更めて元封元年と爲すなり。

07 ④

(一) 『漢書』卷二十五上郊祀志上

武帝初即位、尤敬鬼神之祀。漢興已六十餘歲矣、天下艾安。

：四月、：天子至梁父、禮祠地主。至乙卯、：天子獨與侍

中泰車子侯上泰山、亦有封。其事皆禁。明日、下陰道。丙

辰、禪泰山下隄東北肅然山、：其夜若有光、晝有白雲出封中。

天子從禪還、坐明堂、群臣更上壽。下詔改元封元年。

(1) 師古曰、「隄者、山之基足、音止。」

(2) 師古曰、「白雲出於所封之中。」

08 ① 後漢世祖光武帝建武卅二年封太山壇祭於太山陽者祭天也於梁除者祭地也

08 ② 後漢世祖光武帝建武卅二年、封太山壇。祭於太山陽者、祭天也。於梁陰者、祭地也。

08 ③ 後漢の世祖 光武帝 建武卅二年に、太山に壇を封ず。太山の陽に祭るは、天を祭るなり。梁の陰に於いてするは、地を祭るなり。

08 ④ (一) 『後漢書』卷二下 光武帝紀下

辛卯、柴望岱宗、登封太山。甲午、禪于梁父。

(1) 岱宗、太山也。梁父、太山下小山也。封謂聚土爲壇、壇謂除地而祭。改「壇」爲「禪」、神之也。『續漢志』曰、「時上御輦升山、即位於壇南、北面、尚書令奉玉牒檢、皇帝以寸三分璽親封之。藏玉牒已、復石覆訖、尚書令以五寸印封石檢畢、皇帝再拜。禪祭地于梁陰、以高后配、山川羣神從祀焉。其玉牒文祕、刻石文辭多、不載。」

『後漢書』卷九十七 志第七 祭祀上

三十二年正月、上齋、夜讀『河圖會昌符』、曰「赤劉之九、會命岱宗。不慎克用、何益於承。誠善用之、姦偽不萌。」感此文、乃詔松等復案索河雒讖文言九世封禪事者。松等列奏、

乃許焉。二月、上至奉高、遣侍御史與蘭臺令史、將工先上山刻石。文曰、「維建武三十有二年二月、皇帝東巡狩、至於岱宗、柴、望秩于山川、班於群神、遂觀東後。……皇帝唯慎『河圖』・『雒書』正文、是月辛卯、柴、登封泰山。甲午、禪於梁陰。……後有聖人、正失誤、刻石記。」二十二日辛卯晨、燎祭天於泰山下南方、群神皆從、用樂如南郊。……二十五日甲午、禪、祭地於梁陰、以高后配、山川群神從、如元始中北郊故事。

09 ①

大唐麟德三年歲次景寅正月戊辰朔皇帝以元日備禮於園丘之壇焚柴告天二日登封於芥兵之頂三日降禪於社首之山更爲乾封元年也

09 ②

大唐麟德三年歲次丙寅正月戊辰朔、皇帝以元日備禮於園丘之壇、焚柴告天。二日登封於芥兵之頂、三日降禪於社首之山、更爲乾封元年也。

09 ③

大唐麟德三年歲次丙寅 正月 戊辰朔、皇帝 元日を以て禮を園丘の壇に備へ、柴を焚き天に告ぐ。二日 登りて芥兵の頂に封じ、三日 降りて社首の山に禪し、更めて乾封元年と爲すなり。

* 「丙」は唐高祖李淵の父李昞の名に拠る避諱。

09 ④

（一）『舊唐書』卷五 本紀第五 高宗下

麟德三年春正月戊辰朔、車駕至泰山頓。是日親祀昊天上帝于封禪壇、以高祖・太宗配饗。己巳、帝升山行封禪之禮。

庚午、禪於社首、祭皇地祇、乙太穆太皇太后、文德皇太后配饗。皇后爲亞獻、越國太妃燕氏爲終獻。辛未、禦降禪壇。

壬申、禦朝覲壇受朝賀。改麟德三年爲乾封元年。

『通典』卷第五十四 禮十四 沿革十四 吉禮十三 巡狩

三年春正月戊辰朔、有事於泰山、親祀昊天上帝於封祀之壇。

己巳、登於泰山、行封禪之禮。庚午、降禪於社首山。壬申、

大赦天下、改元乾封。

三、郊

【概要】「郊」（郊祀）は、天を祭る「南郊」と地を祭る「北郊」とがあり、数多くある国家祭祀の中でも特に重要なものである。本項目では、「郊祀」の概要や「郊祀」に関する議論（実施時期など）について説いている。また、「祭惣載」と同じく「祀令」を引用して、唐の「郊祀」にも言及している。

01 ①

郊

01 ②

郊

01 ③

郊

02 ①

禮記曰郊特牲曰郊之祭也迎長日之至也（鄭玄曰易說曰三王之郊一用夏正也言迎者建卯而晝夜分、而日長矣廬桓曰周家郊祭迎長養之氣即日至是即冬至祭天於丘也一說以夏正長日至矣此即啓蟄而郊也廬謂冬至者非夏正也今案易說白虎通五經通義等並曰三王祭祭天一用夏正、後日漸長故長日之至也是以左傳云啓蟄而郊此之謂也）兆於南郊就陽位（鄭玄曰太陽之精也廬曰祭天之兆域也）掃地而祭於其質（庚六掃員丘上地而祭不加饗為質也）器用陶匏以天地之性（陶為瓦器匏為瓠无彫饗之美以其質素也）郊之用辛也周之始郊日以至（廬云周始得天下以辛此日以至也今謂之案周礼冬至祭天於員丘夏至祭地於方澤故日以至也是即二至日也之）

02 ②

『禮記』曰、郊特牲曰、「郊之祭也、迎長日之至也（鄭玄曰、『易說』曰、「三王之郊、一用夏正也。」言迎者、建卯而晝夜分、分而日長矣。」廬植曰、「周家郊祭迎長養之氣、即日至。是即冬至祭天於丘也。一說以夏正長日至矣。此即啓蟄而郊也。」廬謂冬至者、非夏正也。今案『易說』『白虎通』『五經通義』等並曰、「三王祭、祭天一用夏正。夏正後、日漸長。故長日之至也。」是以『左傳』云、「啓蟄而郊。」此之謂也。）。兆於南郊、就陽位（鄭玄曰、「太陽之

精也。」盧曰、「祭天之兆域也。」。掃地而祭、於其質（庚六掃員丘上地、而祭不加饒爲質也）。器用陶匏、以天地之性（陶爲瓦器、匏爲瓠、無彫飭之美、以其質素也）。郊之用辛也、周之始郊、日以至（盧云、「周始得天下以辛、此日以至也。」今謂之、案「周礼、冬至祭天於員丘、夏至祭地於方澤。故日以至也。」是即二至日也、之。）。」

02 ③

『禮記』に曰く、郊特性に曰く、「郊の祭は、長日の至るを迎ふるなり（鄭玄曰く、『易說』に曰く、「三王の郊は、一に夏正を用ふるなり。」と。迎と言ふは、卯に建して晝夜を分かち、分ちて日の長きなり。」と。盧植曰く、「周家の郊祭は長養の氣を迎ふれば、即ち日至る。是れ即ち冬至に天を丘に祭るなり。一説に夏正を以て長日 至る。此れ即ち啓蟄にして郊するなり。」と。盧謂ふ冬至とは、夏正に非ざるなり。今案するに『易說』『白虎通』『五經通義』等 並びに曰ふ、「三王の祭、天を祭るに一に夏正を用ふ。」と。夏正の後、日漸く長し。故に長日の至りなり。是を以て『左傳』に云ふ、「啓蟄にして郊す。」と。此れ之を謂ふなり。南郊に兆するは、陽位に就くなり（鄭玄曰く、「太陽の精なり。」と。盧曰く、「天の兆域を祭るなり。」と）。地を掃ひて祭るは、其の質に於いてするなり（庚六 員丘の上地を掃ひて、祭るに饒を加へざるを質と爲すなり）。器に陶匏を用ふるは、天地の性を以てなり（陶は瓦器爲り。匏は瓠爲り。彫飭の美無し。其の質素を以てす

るなり。）。郊の辛を用ふるや、周の始めて郊するに、日以て至ればなり（盧云ふ、「周始めて天下を得るに辛を以てす。此の日以て至れるなり。」と。今之を謂ふに、「周の礼、冬至 天を員丘に祭り、夏至 地を方澤に祭る。故に日以て至れるなり」を案ずれば、是れ即ち二至日なり、之なり。）。」と。

02 ④

(一) 『禮記』郊特性

郊之祭也、迎長日之至也。⁽¹⁾ 大報天而主日也。兆於南郊、就陽位也。⁽²⁾ 掃地而祭、於其質也。器用陶匏、以象天地之性也。於郊、故謂之郊。牲用騂、尚赤也。用犢、貴誠也。郊之用辛也、周之始郊、日以至。⁽³⁾

(1) 鄭玄注『易說』曰、「三王之郊、一用夏正。」夏正、建寅之月也。此言迎長日者、建卯而晝夜分、分而日長也。」

(2) 鄭玄注「日、太陽之精也。」

(3) 鄭玄注「言日以周郊天之月而至、陽氣新用事。順之而用辛日。此說非也。郊天之月而日至、魯禮也。三王之郊、一用夏正、魯以無冬至祭天於圓丘之事。是以建子之月郊天。示先有事也。用辛日者、凡爲人君、當齊戒自新耳。周衰禮廢、儒者見周禮盡在魯、因推魯禮以言周事。」

(二) 『春秋左氏傳』桓公 傳五年

凡祀、啓蟄而郊、龍見而雩、始殺而嘗、閉蟄而烝。過則書。

(1) 杜預注「言凡祀通下三句、天地宗廟之事也。啓蟄、

夏正建寅之月、祀天南郊。」

『春秋左氏傳』襄公 傳七年

夏四月、三卜郊不從、乃免牲。孟獻子曰、「吾乃今而後知有

卜筮。夫郊祀后稷、以祈農事也。是故啓蟄而郊、郊而後耕。

今既耕而卜郊、宜其不從也。」

(1) 杜預注「啓蟄、夏正建寅之月。耕謂春分。」

(二) 『禮記』禮器

是故昔先王之制禮也、因其財物而致其義焉爾、故作大事必

順天時、爲朝夕必放於日月、爲高必因丘陵、爲下必因川澤。

是故天時雨澤、君子達亶亶焉。

(1) 鄭玄注「大事、祭祀也。『春秋傳』曰、「啓蟄而郊、龍見而

雩、始殺而嘗、閉蟄而烝。」

(2) 鄭玄注「謂冬至祭天於圓丘之上。」

(3) 鄭玄注「謂夏至祭地於方澤之中。」

*この盧植『禮記解詁』の佚文は、『新美寛編・鈴木隆一補』本邦

残存典籍による輯佚資料集成』に収録されている。また、「郊」

を実施する日を巡る議論は、『南齊書』卷九 志第一 禮上にも見

える。

03 ①

周礼大宗伯曰以禋祀昊天上帝（禋煙也周人尚臭也鄭司農曰昊天
と上帝玄天也玄謂天皇帝也守曰昊天上帝是天惣号非別之也）

以血祭と社稷五岳也（不言祭地此皆地祇祭地可知也社稷土穀之神
也）

03 ② 『周禮』大宗伯曰、「以禋祀昊天上帝（禋、煙也。周人尚臭也。

鄭司農曰、「昊天、天也。上帝、玄天也。」玄謂、天皇帝也。」守

曰、「昊天上帝、是天惣號、非別、之也。」。以血祭、祭社稷・五

岳也（不言祭地、此皆地祇、祭地可知也。社稷、土穀之神也。」。

03 ③ 『周禮』大宗伯に曰く、「禋祀を以て昊天上帝を祀る（禋は、煙

なり。周人臭を尚ぶなり。鄭司農曰く、「昊天は、天なり。上帝

は、玄天なり。」と。玄謂らく、天皇帝なり。」と。守曰く、「昊

天上帝は、是れ天の惣號にして、別に非ず、之なり。」と。血祭

を以て、社稷・五岳を祭るなり（地を祭ることを言はざるは、此

れ皆地祇なれば、地を祭ること知るべきなり。社稷は、土穀の神

なり。」と。と。」と。

03 ④

(一) 『周禮』春官 大宗伯

以吉禮事邦國之鬼神示。以禋祀昊天上帝、以實柴祀日

月星辰、以禋燎祀司中・司命・風師・雨師。以血祭祭社稷・

五祀・五岳、以狸沈祭山林川澤、以副辜祭四方百物。

(1) 鄭玄注「禋之言煙。周人尚臭。煙、氣之臭聞者。禋、積也。

『詩』曰、「芼芼棫樸、薪之禋之。」三祀皆積柴實牲體焉。

或有玉帛。燔燎而升煙、所以報陽也。鄭司農云、「昊天、天也。上帝、玄天也。昊天・上帝、樂以「雲門」。實柴、實牛

柴上也。故書「實柴」或爲「賓柴」。司中、三能三階也。司

命、文昌宮星。風師、箕也。雨師、畢也。」玄謂、昊天上帝、

冬至於圜丘所祀天皇帝。星謂五緯。辰謂日月所會十二次。

司中、司命、文昌第五第四星。或曰中能上能也。祀五帝亦

用實柴之禮。」

(2) 鄭玄注「不言祭地、此皆地祇、祭地可知也。陰祀自血起。

貴氣臭也。社稷、土穀之神、有德者配食焉。共工氏之子曰

句龍、食於社。有厲山氏之子曰柱、食於稷。湯遷之而祀棄。

故書「祀」作「禩」、「謳」爲「罷」。……」

04 ①

礼記祭法曰燔柴於太壇祭天也瘞埋於太折祭地也用騂犢（壇折封土
為祭處也天祀用騂地祀用犢也）

04 ②

『禮記』祭法曰、「燔柴於太壇、祭天也。瘞埋於太折、祭地也。用
騂・犢（壇・折、封土爲祭處也。天祀用騂、地祀用犢也。）」

04 ③

『禮記』祭法に曰く、「柴を太壇に燔きて、天を祭るなり。太折
に瘞埋して、地を祭るなり。騂・犢を用ふ（壇・折は、土を封じ
て祭を爲す處なり。天祀には騂を用ひ、地祀には犢を用ふるな

り。）」と。

04 ④

(一) 『禮記』祭法

燔柴於泰壇、祭天也。瘞埋於泰折、祭地也。用騂・犢。

(1) 鄭玄注「壇・折、封土爲祭處也。壇之言坦也。坦、明貌也。

折、炤哲也。必爲炤明之名、尊神也。地、陰祀、用黝牲、

與天俱用犢。連言爾。」

05 ①

今大唐祠令曰冬至日祀昊天上帝於圜丘大祖配牲用蒼犢二其從祀
五方上帝日月用方色犢各一五星以下內官卅二座中官一百卅六座
外官一百十二座衆星三百六十座加羊九豕九夏至日祭皇地祇於方
丘大祖配牲用黃犢二神州從祀用黑犢一其岳鎮海瀆山林川澤丘陵
犢衍原隰加羊五豕五

05 ②

今『大唐祠令』曰、「冬至日、祀昊天上帝於圓丘。大祖配牲用蒼犢
二。其從祀五方・上帝・日月、用方色犢各一。五星以下、內官卅
二座、中官一百卅六座、外官一百十二座、衆星三百六十座、加羊
九・豕九。夏至日、祭皇地祇於方丘。大祖配牲用黃犢二。神州從
祀、用黑犢一。其嶽鎮・海瀆・山林・川澤・丘陵・犢衍・原隰、
加羊五・豕五。」

05 ③

加羊五・豕五。」

今『大唐祠令』に曰く、^(一)「冬至の日、昊天上帝を園丘に祀る。大祖には牲を配するに蒼犢二を用ふ。其れ五方・上帝・日月を従祀するに、方色犢各一を用ふ。五星以下、内官卅二座、中官一百卅六座、外官一百十二座、衆星三百六十座には、羊九・豕九を加ふ。夏至の日、皇地祇を方丘に祭る。大祖には牲を配するに黄犢二を用ふ。神州従祀するに、黒犢一を用ふ。其れ嶽鎮・海瀆・山林・川澤・丘陵・犢衍・原隰には、羊五・豕五を加ふ。」と。

05 ④ (一) 『舊唐書』卷二十一 志第一 禮儀一

武徳初、定令、每歲冬至、祀昊天上帝於園丘、以景帝配。其壇在京城明德門外道東二里。壇制四成、各高八尺一寸、下成廣二十丈、再成廣十五丈、三成廣十丈、四成廣五丈。每祀則天上帝及配帝設位於平座、藉用稿秸、器用陶匏。五方上帝・日月・内官・中官・外官及衆星、並皆従祀。其五方帝及日月七座、在壇之第二等。内五星已下官五十五座、在壇之第三等。二十八宿已下中官一百三十五座、在壇之第四等。外官百十二座、在壇下外壇之内。衆星三百六十座、在外壇之外。其牲、上帝及配帝用蒼犢二、五方帝及日月用方色犢各一、内官已下加羊・豕各九。夏至、祭皇地祇于方丘、亦以景帝配。其壇在宮城之北十四里。壇制再成、下成方十丈、上成五丈。每祀則地祇及配帝設位於壇上、神州及五嶽・四鎮・四瀆・四海・五方・山林・川澤・丘陵・墳衍・

原隰、並皆従祀。神州在壇之第二等。五嶽已下三十七座、在壇下外壇之内。丘陵等三十座、在壇外。其牲、地祇及配帝用犢二、神州用黝犢一、嶽鎮已下加羊・豕各五。

*この「祠令」の佚文は、前掲の新美寛編・鈴木隆一補『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』に収録されている。また、仁井田陞著『唐令拾遺補』（四八九頁）には、「冬至日、祀昊天上帝於園丘、大祖配、牲用蒼犢二、其従祀五方上帝、日月用方色犢各一、五星以下内官卅二座、中官一百卅六座、外官一百十二座、衆星三百六十座、如羊九豕九。」とあり、夏至以下の文は『唐令拾遺補』（四八九頁）の冬至の注に「夏至日、祭皇地祇於方丘、大祖配、牲用黄犢二。神州従祀、用黒犢一。其岳鎮海瀆、山林川澤、丘陵犢衍原隰、加羊五豕五。」とある。

06 ①

大戴礼曰郊祝文曰星と上天照臨下土集地之雲降甘風雨云と（據時隨宜）唯其一人敬拜皇天之祐也地祝曰滂□□之土承天之神与風雨云と唯一人某敬拜下土之靈也人皇地之祇人后土祇也

06 ②

『大戴禮』曰、「郊祝文曰、「皇皇上天、照臨下土。集地之靈、降甘風雨。云々。（據時隨宜。）唯其一人、敬拜皇天之祐也。」地祝曰、「滂々之土、承天之神。與風雨。云々。唯一人某、敬拜下土之靈也。」人皇地之祇、人后土祇也。

06
③

『大戴禮』に曰く、「郊祝文に曰く、「皇皇たる上天、下土に照臨す。集地の靈、甘風雨を降す。云々（時に據り宜に隨ふ）。唯れ其れ一人、皇天の祐を敬拜するなり。」と。地祝に曰く、「滂滂たる土、天の神を承く。風雨を與ふ。云々。唯れ一人某、下土の靈を敬拜するなり。」と。」と。人皇地の祇、人后土祇なり。

06
④

(一) 『大戴禮記』公符

皇皇上天、昭臨下土。集地之靈、降甘風雨。庶物群生、各得其所。靡今靡古、維予一人某、敬拜皇天之祐。薄薄之土、承天之神。興甘風雨、庶卉百穀。莫不茂者、既安且寧。維予一人某、敬拜下土之靈。

『春秋繁露』郊祀

郊祝曰、「皇皇上天、照臨下土、集地之靈、降甘風雨、庶物群生、各得其所、靡今靡古、維予一人某、敬拜皇天之祐。」

【付記】本稿は科学研究費助成事業基盤研究（B）「5～12世紀の東アジアにおける〈術数文化〉の深化と変容」（20H01301）による研究成果の一部である。

（しみず ひろこ／大正大学 総合仏教研究所 研究員）
（すわき たけし／愛知県立大学 日本文化学部 准教授）